

「

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	
	企画幹	企画調整事務の総括掌理
	技術幹	課の技術に関する専門的事務の総括掌理
	課長補佐	課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理
	室長補佐	
	主任企画員	特に高度な企画調整事務
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	課務又は所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	企画員	高度な企画調整事務

」

を

「

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	
病院事業局、課又は室	企画幹	企画調整事務の総括掌理又は課の技術に関する専門的事務の総括掌理
	課長補佐	次長、課長又は室長の職務遂行の補佐、局務、課務又は室務の整理及び次長、課長又は室長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	局務、課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	担当係長	次長、課長又は室長が指定する特定の事務の分掌

」

に改め、同表の人事課の項の前に次のように加える。

消防課	消防広域化推進員	市町村の消防の広域化に関する事務
	無線従事者	電波法（昭和25年法律第131号）第39条に規定する職務
危機管理防災課	防災専門員	防災対策に関する専門的事務
	防災対策推進員	地域の防災対策に関する事務
情報システム推進室	システム監査指導主幹	情報システムの適正化に関する事務
生活文化課	学芸員	博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する職務
	青少年指導主事	青少年対策に関する専門的指導
交通事故相談所	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	松本支所 支所長	支所の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第33中 「 情報公開・法務課 」 を

「 情報公開・私学課 」 に改め、同表の地域福祉課の項中、

福祉監査幹	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の総括掌理
-------	----------------------------

」

を

福祉監査幹	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の総括掌理
主任福祉監査員	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の掌理

」

に、「第44条」を「第44条第1項」に、「第46条第1項及び第2項」を「第46条第1項」に、「第90条及び第100条」を「第90条第1項及び第100条第1項」に改め、同表のこども・家庭福祉課の項及び県立病院課の項を削り、同表の健康づくり支援課の項中

薬剤師	薬事衛生業務
-----	--------

」

を

薬剤師	薬事衛生業務
獣医師	獣医衛生業務

」

に改め、同表中

水環境課	水大気環境課
生活排水対策課	生活排水課

」

改め、同表の生活文化課の項及び交通事故相談所の項を削り、同表中

「 ビジネス誘発課 」 を 「 経営支援課 」 に改め、同表の園芸特産課の項を削り、同表中

畜産課	園芸畜産課
-----	-------

」

に、

獣医療検査員	獣医療法（平成4年法律第46号）第8条第1項に規定する職務
--------	-------------------------------

」

を

獣医療検査員	獣医療法（平成4年法律第46号）第8条第1項に規定する職務
漁業監督吏員	漁業法（昭和24年法律第267号）第74条に規定する職務
水産資源保護指導吏員	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第32条第2項に規定する職務

」

に改め、同表中

林業振興課	森林組合検査幹	森林組合検査員としての職務及び森林組合検査員の事務の総括掌理
	主任森林組合検査員	森林組合検査員としての職務及び森林組合検査員の事務の掌理
	森林組合検査員	森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条及び第117条に規定する職務
	主任林業専門技術員	林業専門技術員としての職務及び林業専門技術員の事務の総括掌理

を

信州の木振興課	主任林業専門技術員	林業専門技術員としての職務及び林業専門技術員の事務の総括掌理
---------	-----------	--------------------------------

に改め、同表中 「森林整備課」 を 「森林づくり推進課」 に、

「森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）」を「森林病虫害等防除法」に改め、同表の技術管理室の項の次に次のように加える。

住宅課	公営住宅監理員	公営住宅法（昭和26年法律第193号）第33条に規定する職務
	改良住宅監理員	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条の規定により準用する公営住宅法第33条に規定する職務

別表第33中

建築管理課	建築監視員	建築基準法第9条の2に規定する職務
-------	-------	-------------------

を

建築指導課	建築監視員	建築基準法第9条の2に規定する職務
	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	建築工事の専門的指導並びに工事の検査及び監査

に改め、同表の住宅課の項から情報政策課の項までを削る。

別表第36の現地機関の項中

企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術幹	所の技術に関する専門的事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
企画員	高度な企画調整事務

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理又は所の技術に関する専門的事務の総括掌理
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の東京事務所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長	所長が特に命じた事務の処理
課長補佐	所長が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の地方事務所の項中

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

を

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

に、

森林保護専門員	森林保護に関する専門的事務
土地改良専門員	土地改良事業に関する専門的事務

を

森林保護専門員	森林保護に関する専門的事務
---------	---------------

に改め、同表の総務事務センターの項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改め、同表の福祉事務所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
次長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

に改め、同表の児童相談所の項中

「

課長補佐（中央に限る。）	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
--------------	-------------------

」

を

「

係長（中央及び松本に限る。）	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
----------------	------------------------

」

に改め、同表の県立総合リハビリテーションセンターの項中

「

主任機能訓練専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な専門的機能訓練業務
機能訓練専門員	専門的な機能訓練業務
理学療法士	理学療法業務

」

を

「

理学療法士	理学療法業務
-------	--------

」

に、

「

総看護師長	所務の分掌及び所属職員の指揮監督
副総看護師長	総看護師長の職務遂行の補佐及び所属職員の指揮監督

」

を

「

副看護部長	看護部長の職務遂行の補佐及び所属職員の指揮監督
-------	-------------------------

」

に改め、同表の労政事務所の項中

「

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

」

を

「

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

」

に改め、同表の工科短期大学の項中

「

事務局長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
------	------------------

」

を

「

事務局長	校務の分掌及び所属職員の指揮監督
事務局次長	事務局長の職務遂行の補佐及び局務の整理

」

に改め、同表の技術専門校の項中

「

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

」

を

「

校長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
副校長（松本に限る。）	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理

」

に改め、同表の若年者就業サポートセンターの項中

「

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

」

を

「

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

」

に改め、同表の保健所の項中

「

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

」

を

「

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

」

に、動物保護管理技師を動物愛護管理技師に改め、

同表中

保健所	毒物劇物監視員
保健所支所	支所長

を

「

保健所	毒物劇物監視員
保健所支所	支所長

」

に改め、同表の県立病院の項中

「

事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長（こども病院に限る。）	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
室長（こども病院に限る。）	室務の掌理及び所属職員の指揮監督
副部長（こども病院に限る。）	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

」

を

「

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
事務部次長	事務部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

」

に、

「

総看護師長	院務の分掌及び所属職員の指揮監督
副総看護師長	総看護師長の職務遂行の補佐及び看護業務の総括整理

」

を

副看護部長	看護部長の職務遂行の補佐及び看護業務の総括整理
-------	-------------------------

に改め、同表の介護老人保健施設の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
事務長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に、

理学療法士	理学療法業務
-------	--------

を

理学療法士	理学療法業務
管理栄養士	栄養指導業務
看護技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な看護業務

に改め、同表の食肉衛生検査所の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改め、同表の動物愛護センターの項中

動物コーディネーター	を	動物愛護管理技師	に改め、
------------	---	----------	------

同表の環境保全研究所の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
副所長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、「及び副所長」を削り、同表の名古屋事務所 大阪事務所の項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改め、同表の工業技術総合センターの項中

部門長	部門の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	---------------------

を

部門長	部門の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	部門長の職務遂行の補佐及び部門の事務の整理

に改め、同表の観光情報センターの項中「(東京観光情報センターに限る。)」を削り、同表の松本空港管理事務所の項中

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
----	-------------------

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理
係長	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

に改め、同表の地域農業改良普及センターの項中

次長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理
------	-------------------

を

課長補佐	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理
係長	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

に改め、同表の農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 中信農業試験場 南信農業試験場の項中

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びほ場等の管理業務
次長(農業総合試験場に限定。)	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

を

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びほ場等の管理業務
------	-------------------------

に改め、同表の家畜保健衛生所の項中

薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで及び第70条第2項に規定する職務
家畜保健専門員	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な家畜衛生業務

を

薬事監視員	薬事法第69条第1項から第3項まで及び第70条第2項に規定する職務
-------	-----------------------------------

に改め、同表の建設事務所の項中

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

を

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

に改め、同表の千曲川流域下水道建設事務所の項中

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

を

係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
----	------------------------

に改め、同表の河川改良事務所の項中

次長補佐(奈良井川改良事務所に限る。)	次長の職務遂行の補佐及び所務の整理
---------------------	-------------------

を

係長(奈良井川改良事務所に限る。)	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
-------------------	------------------------

に改め、同表のダム管理事務所の項中

ダム操作技師	ダムに関する技能的技術業務
ダム水路主任技術者	電気事業法第72条第1項に規定する職務
課長(裾花ダム管理事務所に限る。)	課務の掌理及び所属職員の指揮監督

を

課長(裾花ダム管理事務所に限る。)	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
ダム操作技師	ダムに関する技能的技術業務
ダム水路主任技術者	電気事業法第72条第1項に規定する職務

に改め、同表の砂防事務所の項及び佐久高速道事務所の項中

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

を

係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
----	------------------------

に改め、同表の北信新幹線事務所の項を削り、同表の会計センターの項中

分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
-----	---------------------

を

課長補佐	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
係長	所務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理

に改め、同表中

会計センター	工事検査員	工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監督
--------	-------	------------------------------

を

会計センター	工事検査員	工事及び工事に係る委託業務の検査並びに工事に係る指導監督
分室	分室長	分室の事務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改める。

別表第38の看護大学の項中

学長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

学長	校務の掌理及び所属職員の指揮監督
学部長	学長の職務遂行の補佐、学部に関する校務の掌理及び所属職員の指揮監督
研究科長	研究科に関する校務の掌理及び所属職員の指揮監督

に、

館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

館長	館務の掌理及び所属職員の指揮監督
センター長	センター業務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改める。

別表第41中	情報公開・法務課長	を
	建築管理課長	

情報公開・私学課長	に改める。
建築指導課長	

附則  
(施行期日)

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(測量業者登録簿閲覧に関する規則等の一部改正)

2 次に掲げる規則の規定中「長野県土木部土木政策課」を「長野県建設部建設政策課」に改める。

(1) 測量業者登録簿閲覧に関する規則(昭和37年長野県規則第5号)第2条

(2) 建設業法施行細則(昭和47年長野県規則第8号)第3条第1項

(3) 浄化槽法施行細則(昭和60年長野県規則第33号)第2条第1項

(4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年長野県規則第36号)第3条第1項(宅地建物取引業法施行細則等の一部改正)

3 次に掲げる規則の規定中「長野県住宅部建築管理課」を「長野県建設部建築指導課」に改める。

(1) 宅地建物取引業法施行細則(昭和40年長野県規則第11号)第4条第1項

(2) 屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)第13条の2第1項

(3) 不動産特定共同事業者名簿閲覧に関する規則(平成7年長野県規則第19号)第2条(建築基準法施行細則の一部改正)

4 建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住宅部建築管理課」を「建設部建築指導課」に改める。

第18条中「長野県住宅部建築管理課」を「長野県建設部建築指導課」に改める。

(被服貸与規則の一部改正)

5 被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(22)の項中「商工部」を「商工労働部」に改め、同1の(32)の項中「危機管理局」を「危機管理部」に改め、同1の(45)の項中「住宅部の」を「建設部の住宅及び建築の業務並びに県の施設の営繕業務に従事する」に改め、同1の(47)の項中「土木部」を「建設部」に改める。

(不動産鑑定業者登録簿閲覧に関する規則の一部改正)

6 不動産鑑定業者登録簿閲覧に関する規則(昭和40年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第3条」に改める。

第2条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「長野県企画局」を「長野県企画部」に改める。

第5条中「、閲覧所に備える閲覧簿(別記様式)に必要な事項を記入し」を削る。

別記様式を削る。

(財務規則の一部改正)

7 財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第291条第1号中「企画員(企画員)を「担当係長(担当係長)に改め、「以下「企画員」という。」を削り、同条第2号中「企画員」を「担当係長」に改める。

別表第1の9及び10を削り、同表の8中「土木部関係」を「建設部関係」に改め、同表の8を同表の10とし、同表の7を同表の9とし、同表の6を同表の8とし、同表の4及び5を次のように改める。

6 環境部関係  
環境保全研究所 千曲川流域下水道建設事務所

7 商工労働部関係  
名古屋事務所 大阪事務所 計量検定所 工業技術総合センター 工科短期大学校 長野技術専門校 松本技術専門校 岡谷技術専門校 飯田技術専門校 伊那技術専門校 佐久技術専門校 上松技術専門校 東信労政事務所 南信労政事務所 中信労政事務所 北信労政事務所 若年者就業サポートセンター

別表第1の3を同表の5とし、同表の2を次のように改める。

4 社会部関係  
福祉大学校 信濃学園 総合リハビリテーションセンター 西駒郷地域生活支援センター 中央児童相談所 松本児童相談所 飯田児童相談所 諏訪児童相談所 佐久児童相談所 波田学院 女性相談センター 諏訪湖健康学園

別表第1の1を同表の3とし、同表の3の前に次のように加える。

1 危機管理部関係  
消防学校 消防防災航空センター

2 企画部関係  
松本空港管理事務所 男女共同参画センター 長野消費生活センター 松本消費生活センター 飯田消費生活センター 上田消費生活センター

(非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

8 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表中 「企画局土地・景観課長」を「農政部園芸特産課長」に改める。

「企画部企画課土地対策室長」を「農政部園芸畜産課長」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「長野県生活環境部廃棄物対策課」を「長野県環境部廃棄物対策課」に改める。

(貸金業法施行細則の一部改正)

10 貸金業法施行細則(昭和58年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県商工部ビジネス誘発課」を「長野県商工労働部経営支援課」に改める。

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部改正)

11 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則(昭和60年長野県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「長野県生活環境部生活排水対策課」を「長野県環境部生活排水課」に改める。